

現下ノ事態ニ即シ本土防衛態勢ノ完備ヲ目標トシ當面喫緊ノ防衛及生産ノ  
一體の飛躍強化ニ資スルト共ニ狀態急迫セル場合ハ武器ヲ執ツテ蹶起スル  
ノ態勢ヘ移行センメンガ爲左記ニ依リ全國民舉ゲテ義勇奉公隊（假稱）ヲ  
組織センメ其ノ挺身總出動ヲ強力ニ指導實施スルモノトス  
尙之ガ圓滑適正ナル實行ヲ期スル爲地方行政協議會長長ヲシテ關係軍管區  
司令官及鎮守府司令長官、警備府司令長官等ト緊密ニ連繫シ夫々事態ノ推  
移ト管内ノ實情ニ即スル如ク措置セシム

中



義勇奉公隊（假稱）組織ニ關スル件 (110. 三. 二三)

現下ノ事態ニ即シ本土防衛態勢ノ完備ヲ目標トシ當面喫緊ノ防衛及生産ノ  
一體の飛躍強化ニ資スルト共ニ狀態急迫セル場合ハ武器ヲ執ツテ蹶起スル  
ノ態勢ヘ移行センメンガ爲左記ニ依リ全國民舉ゲテ義勇奉公隊（假稱）ヲ  
組織センメ其ノ挺身總出動ヲ強力ニ指導實施スルモノトス  
尙之ガ圓滑適正ナル實行ヲ期スル爲地方行政協議會長長ヲシテ關係軍管區  
司令官及鎮守府司令長官、警備府司令長官等ト緊密ニ連繫シ夫々事態ノ推  
移ト管内ノ實情ニ即スル如ク措置セシム

記

一、目的

義勇奉公隊ハ隊員各自ヲシテ旺盛ナル皇國護持ノ精神ノ下其ノ職任ヲ完  
遂セシメツツ戰局ノ要請ニ應ジ左ノ如キ業務ニ對シ活潑ニ出動スルモ  
ノトス

- (一) 防空及防衛、空襲被害ノ復舊、都市及工場ノ疎開、重要物資ノ輸送  
食糧増産（林産ヲ含ム）等ニ關スル工事又ハ作業ニシテ臨時緊急ヲ要



一、...  
 二、...  
 三、...  
 四、...  
 五、...  
 六、...  
 七、...  
 八、...  
 九、...  
 十、...

十五歳以下女子ニ在リテハ四十五歳以下ノモノトス、但シ右ノ年令以  
 上ノ者ニ在リテモ志願ニ依リ参加セシム

二家庭生活ノ根軸タル女子ニ付テハ組織及運用ニ付特別ノ考慮ヲ拂フモ  
 トス

(三) 義勇奉公隊ハ一般ニ職域毎ニ組織スルモノハ職場市區町村毎ニ組織  
 スルモノハ地域ニ依リ夫々一定ノ基準ニ從ヒ男女別ニ之ヲ編成セシム  
 ルモノトス  
 尙出動業務ノ必要ニ應ジ最モ有效適切ニ活動シ得ル如ク隊員ノ年令、  
 體力、職種等ヲ標準トシテ特別ノ出動編成ヲモ併之考慮セシムルモノ  
 トス

(四) 都道府縣毎ニ義勇奉公隊本部ヲ設ケ當該區域内義勇奉公隊ヲ統轄セ  
 シム  
 本部長ハ地方長官トス  
 市區町村隊ノ隊長ハ市區町村長トス

三、運 用



國民の権利を保障し、又其の利益を保護するに努むるは、國家の義務にして、國民は、其の義務を履行し、其の利益を享受するに努むるに在り。國民は、其の義務を履行し、其の利益を享受するに努むるに在り。國民は、其の義務を履行し、其の利益を享受するに努むるに在り。

一、國民は、其の義務を履行し、其の利益を享受するに努むるに在り。國民は、其の義務を履行し、其の利益を享受するに努むるに在り。國民は、其の義務を履行し、其の利益を享受するに努むるに在り。

(三) 農山漁村ニ在リテハ食糧増産等ニ關スル農林水産業者ノ活動ヲ徹底セシムルヲ旨トシ義勇奉公隊ノ組織運用等ニ當リテハ之ト齟齬セザル様特ニ配意スルモノトス

(四) 本組織ノ指導者要員ニ付テハ官民有識者ノ挺身協力ヲ豫定ス備考

- 一、本件ト表裏シテ軍隊ニ於テモ警防、建設、生産、輸送等ニ對シ積極的ニ應援協力スルモノトス
- 二、義勇奉公隊員タル農林水産業者ノ目的第一項中ノ食糧増産等ニ對スル出動ハ現行制度ニ依ルモノトス
- 三、本件ニ關スル運用上必要ナル細目ハ別ニ之ヲ定ム